

## 4. 準備預金制度の導入とその運営

### (1) 昭和20年代における「支払準備制度」をめぐる論議

支払準備制度（もしくは「準備預金制度」）は当初、アメリカにおいて銀行に對し預金の一定率の支払準備保有を強制することによって、預金者保護を図ろうという趣旨で発足したものであったが、1930年代に至り、支払準備率を変更することによって、金融調節の手段として活用するようになった。したがって、この制度は、公定歩合政策や公開市場操作に比し、歴史の新しい金融政策手段であった。わが国においても、当時からこのアメリカの制度をめぐっていろいろ議論が行われていたし、また本行内でも、このような外国の制度変革を眺めて、日本銀行制度改革の一環として、この制度を導入すべきだとする意見がかなり以前から出されていたが、長い間支払準備制度の導入は実現しなかった。結局そのための法律が制定されたのは、昭和32年（1957年）になってからであるが、それに先立ち昭和20年代から30年代にかけて、次のように再三にわたり本制度の導入が検討の対象となった。

イ、昭和20年～22年当時の金融制度改革論議の中での動き

ロ、昭和23年～26年における「金融業法案」および「新銀行法試案」作成の過程における動き

ハ、昭和24年に設置された政策委員会の権限規程

ニ、昭和31年～32年の金融制度調査会における論議と答申

以上のうち最後の金融制度調査会における論議と答申は、わが国の準備預金制度導入に直接つながるものであるから、後に詳しく述べることにし、ここではそれ以前の動きや論議を概観しておくことにする。

#### 昭和20年～22年当時の動き

戦後におけるわが国金融制度の見直し作業は、既述のように終戦後間もない昭

和20年秋から始まったが、そうした一連の作業の中に、支払準備制度を創設すべきか否かという検討テーマが含まれていた。まず昭和20年10月に発足した日本銀行制度改革準備委員会が同年12月7日に大蔵大臣に答申した「日本銀行法改正要綱」では、日本銀行の業務に関する項の備考において、今後支払準備制度導入につき検討を加えるよう次のとおり述べている。

日本銀行ノ業務ニ関シ銀行ノ預金支払準備率ヲ定メ之カ相当額ヲ日本銀行ニ預入セシムルカ如キ制度ヲ設クルコトノ可否ニ付考慮スルコト

続いて大蔵省が同年12月に設置した金融制度調査会では、その第1部会で日本銀行制度につき上記の日本銀行制度改革準備委員会の検討結果をもとに審議が進められ、翌21年1月に「日本銀行制度改革要綱」が答申されたが、その中で新しく支払準備制度を創設すべきであるとされた。

以上のような状況の下で、本行内でも支払準備制度に関する検討が進められており、例えば昭和21年7月26日付「預金支払準備制度ノ設定ニ就テ」と題する文書が残されているが、これは支払準備制度について、本行の金融調節力強化、預金者保護の双方の観点からみて、メリットが認められるとして、その導入を積極的に主張したものであった。<sup>(2)</sup>

既述のように上記金融制度調査会の答申は具体化されることなく終わったが、政府はその後昭和21年12月に第2次金融制度調査会を設置し、翌22年11月にその最終答申を得た後、同年12月に、広く金融業全体を対象とする法律を制定するという構想の下に「金融業法案要綱」を作成した。第2次金融制度調査会の答申は支払準備制度についてなんら触れていなかったが、この「金融業法案要綱」では金融機関の支払準備について次のように定めていた。<sup>(3)</sup>

預金に対し期限一ヶ月以内のものについては一割以上、一ヶ月を越えるものには三分以上に相当する額の現金、預金部預金、銀行預金、郵便貯金を常時保有しなければならない。

そして、この「金融業法案要綱」は大蔵大臣の諮問機関として設置される「通貨信用委員会」への諮問事項の一つとして「支払準備の率と方法」をあげていたが、ただ上記の規定の内容（支払準備が中央銀行預け金でないことなど）からみ

て、本制度の創設は金融調節を意図したというよりは、むしろ預金者保護を目的としたものであったように思われる。<sup>(4)</sup> その点では前述の本行文書で主張されたものとはニュアンスを異にしたものであった。

#### 「金融業法案」等作成過程における動き

昭和23年8月17日、連合国最高司令部経済科学局は大蔵省・経済安定本部・本行に対し、「新法律の制定による金融機構の全面的改編に関する件」と題する非公式覚書を手交し、「金融業法」をめぐる論議は新しい段階に入ったが、この非公式覚書に対処し、日本側では、大蔵大臣、経済安定本部長官、本行総裁からなる、「三人委員会」を設け、その内容を検討するとともに最高司令部へ意見を提出したこと、またこの問題に関する官民各界の意見の調整連絡を図るため、金融界・産業界のメンバーで構成された「金融懇談会」において金融制度改革につき審議を重ね、10月29日に同懇談会で意見の一致をみた事項をとりまとめたことは前述のとおりである。

最高司令部からの非公式覚書の中では、支払準備制度に関する記述としては「日本銀行の改組」の項で本行を「すべての銀行が維持するよう義務づけられる支払準備の受入機関」とするという文言があつただけであるが、金融懇談会の銀行信託部会で行われた審議の結論は、支払準備制度に関し次のように述べている。<sup>(5)</sup>

#### 九、預金の支払準備

- (一) 銀行又は信託会社は、その預金又は指定金銭信託に対し、期限一ヶ月を超えるものについては二%以上、期限一ヶ月を超えるもの以外のものについては五%以上に相当する額の日本銀行預け金をしなければならない。
- (二) 政府は、必要があると認めるときは、右(一)の割合の二倍の範囲内で右の日本銀行預け金の預入割合を変更することができる。
- (三) 政府が金融状勢に照し必要と認めた場合には国債預託をもつて右の日本銀行預け金に代えることができる。
- (四) 預金の支払準備に関する規定は、政府が追つて定める時期から実施する。政府

は情勢に応じて利子を附せしめることができる。

- (五) 日本銀行預け金が右(一)又は(二)の割合に達していないときは、この所要額に達するまで、銀行又は信託会社は新規貸出又は利益配当をすることができない。

以上の支払準備制度に関する規定は何を意図したものか、必ずしも明確ではないが、その内容からみると、金融調節と預金者保護の双方を同時にねらったもの<sup>(7)</sup>と考えてよからう。

一方、大蔵省はこの金融懇談会の検討と並行して、「金融業法案要綱」の作成を進めており、その中にも前記金融懇談会の結論とほぼ同じような内容が盛られていた（ただし準備率は異なっている）。他方本行考查局は9月下旬、大蔵省の「金融業法案要綱」に対する意見をまとめたが、その中で支払準備制度については「平常時における金融統制手段を予め準備すると云う」点でその意義を認めつつも、「金融機関が日本銀行より相当額の借入をなしている現情においては」この制度を実施することは問題が多いという観点から、「本法施行後二ヶ年程度の猶予期間を置くこととするか若しくは適用の比率を低率とするかのいづれかとすることが望ましい」とした。その後大蔵省の上記法案要綱はもうもろの修正が加えられたが、昭和24年2月にまとめられた同法案要綱では、本行への預け金は国債・復興金融債券の買入れや大蔵大臣の定めた特定の手形の割引等に運用するという条項が加えられていた。<sup>(8)</sup> この案をまとめた大蔵省はその趣旨について、「支払準備制度を純粹な形のままで現在の情勢下において実施することは不可能である」、「しかしながら準備制度の急速な実施については司令部側の要望も強いことと予想せられるから、金融機関の資金の運用の規制特に資金の量的統制の一手段として本制度を考えた」〔傍点は引用者のもの〕<sup>(9)</sup>としていた。しかし本行預り金を国債・復興金融債券や大蔵大臣の定めるものに運用することにしている点からみて、これは資金の量的統制として機能するよりは、むしろ資金の質的統制としての性格をもつ可能性が強かったように考えられる。本行はこの案に対し「支払準備制度は元々恒久的金融制度として考慮せらるべきものであり、本案を強いて実施することは支払準備制度の意義乃至趣旨を根本的に歪曲するものである」として強く反対するとともに、本来の趣旨に即した支払準備制度についてはこの

「金融業法」の施行と同時に実施すべきであるとの意見を固めており、前記考査局意見にあった2か年の猶予期間を置くという案は消滅していた。これは本行の考え方が、たとえ低率の準備率であっても、この際支払準備制度の導入に踏みきることに固まつたものとみてよからう。

一方東京銀行協会では金融業法専門委員会を設けて、政府の「金融業法案要綱」を検討し、昭和23年8月、その結論をまとめたが、その中で支払準備制度について<sup>(12)</sup>は次のように述べている。すなわち、「支払準備法定の目的」は「預金の安全を期すること」と「信用統制の手段とすること」の二つがあり、両者は一応区別すべきものと考えられる。この点に関する「当局の意図」は「必らずしも明瞭でない」が、主として前者にあるのではないかと思われる。しかし預金の「不時の払戻要求に対する準備としては単に現金を若干豊富に保有している程度で目的を達し得るものではなく、寧ろ他の資産の流動性を確保することがそれ以上に必要とされる」のであり、法定という形で「徒に現金準備率を高めることは……無用に経営を圧迫するものである」。ただ後者、つまり信用統制の手段としての「支払準備率の法定はわが国においても当然考慮るべきであり」、その準備率については大蔵大臣が「通貨信用委員会の同意を得て、適宜之を変更する制度となすことが適當である」。

以上のように東京銀行協会は、金融調節手段としての支払準備制度の導入に対し、これを積極的に支持したのである。しかしこの東京銀行協会の意見がまとめられてから約2か月後の同年10月に発表された大阪銀行協会金融調査会の意見では「支払準備制度は当分の間不要である」、「ただちに実施すれば日本銀行貸出にはね返るので無意味である」として支払準備制度に対し明確に反対の態度を表明<sup>(13)</sup>した。

政府はこれまで「金融業法」の制定に向けて積極的な姿勢をとっていたが、連合国最高司令部の日本経済に関する方針が経済の安定化を最優先する方向に大きく転換したのに伴って、制度面での大きな改革は見送られ、金融制度全体を対象として1本の法律を作るという「金融業法」の構想は実現するに至らなかった。それ以後それぞれの金融機関について隨時個別の法律によって制度化が行われる

ことになり、銀行については「銀行法」改正ないし新「銀行法」制定の動きが始まる。<sup>(14)</sup> それは昭和24年10月の「銀行法を改正する法律案」(第1次案)から同25年11月の「新銀行法試案」(第5次案)まで続くことになるが、これら法案のいずれにも支払準備制度の規定が盛られていた。<sup>(15)</sup> 政府は第5次案による法案を国会に提出する準備を進めたものの、この第5次案に対しては民間側の反対が強かったことや法案をめぐる諸情勢が変化したことなどの事情から、結局法案の国会提出は見送りとなり、その後オーバー・ローンが激化するといった事情も加わって、支払準備制度論議もしだいに影をひそめてしまった。

なお前記第5次案作成当時における金融界の反応をみると、支払準備制度の導入に必ずしも反対するものではないが、その実施は当面時期尚早(東京銀行協会)<sup>(16)</sup>という意向が強く、また実施する場合の準備率の決定・変更等は本行政策委員会の権限(第5次案では大蔵大臣の権限)とすべきであること(東京銀行協会・地方銀行協会)、さらに準備金を有価証券の寄託をもって代えうる(東京銀行協会)、ないし準備金に付利する(地方銀行協会)ことといった意見が表明されていた。<sup>(17)</sup>

### 政策委員会の権限規定

前述のように昭和24年6月の「日本銀行法の一部を改正する法律」により、同月18日本行に政策委員会が設置された。そして同法は政策委員会の権限の一つとして「日本銀行ト契約関係ヲ有スル金融機関ノ日本銀行預ケ金ニ付テノ割合ノ変更」(第十三条ノ三第六号)という規定を設けた。当時はまだ支払準備制度は導入されていなかったが、「日本銀行法」の改正に当たって、政策委員会の権限を規定したことは、将来における支払準備制度の導入を予想したものということができる。

すでに述べたように、支払準備制度の導入は、第2次世界大戦後のわが国における金融制度改革論議の中で、常に検討の対象となったものであり、そしてその導入については政府も本行もおおむね積極的であった。それは当時の連合国最高司令部側の意向でもあったように思われる。事実、政策委員会の設置に関する本

行と連合国最高司令部との折衝経過をみても、かなり早い段階から、支払準備率の変更は政策委員会の権限の一つと予定されているし、また既述のように政策委員会発足直後に、本行が今後解決すべき諸問題を示唆した連合国最高司令部経済科学局長のステートメントも、その一つとして、次のように支払準備制度の創設をあげていた。

In this connection also, the Board will have to turn its attention to developing a sound and equitable relationship between the Central Bank and its client banks, looking forward to the establishment of a reserve system.

しかし支払準備率変更に関する政策委員会の権限を発動するためには、別途支払準備に関する法制が必要であると考えられ、以後前述のように新「銀行法」の中に支払準備に関する規定を盛り込む努力が続けられたが、それらは実現せず、結局昭和32年5月の「準備預金制度に関する法律」の制定により、はじめて支払準備制度を実施しうる態勢が作られた。

なお昭和29年～30年において支払準備制度に類した制度の創設が問題となつた。その一つは昭和29年秋、大蔵省が「預金準備金制度」を作ろうとしたことである。これは預金者保護を図る見地から、市中銀行に対し、毎期経常収入もしくは預金残高の一定率を預金準備勘定に積み立てることを義務づけようとしたもの<sup>(19)</sup>であった。他の一つは、昭和30年7月、政府が国会に提出した前述のいわゆる「資金委員会法案」で金融機関の預金等（預金・掛金・金銭信託・責任準備金）増加額の一定割合を特定債券（国債・地方債・政府機関債・金融債等）の保有増にあてさせようというものであった。しかし、これらが金融調節手段としての支払準備制度とは質の異なるものであったことはいうまでもなく、またいずれも実現をみるに至らなかった。

（1）戦前の論議については次を参照。

柿沼幸一郎「わが国における支払準備制度採用問題の提起」（新庄博・塩野谷十九・吉野俊彦・柿沼幸一郎『準備預金制度』東洋経済新報社、昭和32年、所収）2～5ページ。

（2）日本銀行保有資料。

#### 4. 準備預金制度の導入とその運営

- (3) 日本銀行調査局「戦後わが国金融制度の再編成」(日本銀行編『日本金融史資料』昭和統編第10巻、大蔵省印刷局、昭和56年、所収) 70ページ。
- (4) 前掲「わが国における支払準備制度採用問題の提起」7ページ。
- (5) 前掲「戦後わが国金融制度の再編成」77ページ。
- (6) 同上、87ページ。
- (7) 前掲「わが国における支払準備制度採用問題の提起」9ページ。
- (8) 日本銀行保有資料。
- (9) 昭和24年2月1日付「金融業法案要綱」中、支払準備制度に関する事項は次のとおり  
(日本銀行保有資料)。

##### 二、日本銀行預け金

- (一) 銀行、債券発行銀行、信託会社、無尽会社、協同組合銀行は、その預り金に対し大蔵大臣が通貨発行審議会の議決を経て定めた割合に相当する金額の日本銀行預け金を保有しなければならない。
  - (二) 日本銀行は、右(一)の日本銀行預け金を、左に掲げるものに限り運用することができる。
    - (イ) 国債、復金債の買入
    - (ロ) 緊要な資金を供給するための、且つ償還確実な手形であつて大蔵大臣が通貨発行審議会の議決を経て定めた種類の手形の再割引
    - (ハ) 右(イ)及び(ロ)の外大蔵大臣が通貨発行審議会の議決を経て定めたもの
  - (三) 日本銀行は、右(一)の日本銀行預け金に対し、大蔵大臣が通貨発行審議会の議決を経て定める割合の利息を附するものとする。
- (10) 日本銀行保有資料。
  - (11) 同上資料。
  - (12) 日本銀行保有資料。
  - (13) 前掲「戦後わが国金融制度の再編成」99ページ。
  - (14) 前掲「わが国における支払準備制度採用問題の提起」10ページ。
  - (15) 前掲「戦後わが国金融制度の再編成」158~179ページを参照。
  - (16) 同上、180~186ページを参照。
  - (17) 同上、181~182ページ。
  - (18) 日本銀行保有資料。
  - (19) 大蔵省銀行局編『金融関係法(I)』日本評論新社、昭和28年、21ページ。
  - (20) 日本銀行保有資料。

## (2) 金融制度調査会における審議

### 支払準備制度の検討開始

昭和31年（1956年）6月7日、「金融制度調査会設置法」（法律第135号）が公布施行された。<sup>(1)</sup>政府はこの法律に基づき6月20日付で金融制度調査会委員25名（うち5名は臨時委員）を任命し、7月2日、金融制度調査会の第1回会合が開かれた。第16代本行総裁で、終戦直後、幣原内閣の大蔵大臣を務めた渋沢敬三が会長となり、また委員の中には本行副総裁井上敏夫が含まれていた。

この金融制度調査会の発足には前述の資金委員会構想がからんでいた。すなわち、この構想は法案が国会で成立しなかったため一応流産したものの、その後も尾をひき、昭和31年2月、大蔵大臣の諮問機関として、金融機関資金審議会が設置されることになったが、この問題をめぐる論議の過程で、この際金融制度の在り方を改めて検討すべきであるという考え方方が生じ、金融制度調査会が誕生するに至ったものであった。<sup>(2)</sup>金融制度調査会の設置にはこうした政治的背景があったが、同調査会に対する大蔵大臣の諮問事項は「金融情勢の推移にかんがみ、現在の金融制度につき、改善を要する事項如何」という抽象的なものであった。もちろん大蔵省が金融制度調査会の審議事項について白紙であったわけではない。このことは、「金融制度調査会設置法案」に関する国会審議において、大蔵大臣が同調査会において検討を予想される問題として、①支払準備制度の採否、②「日本銀行法」の検討、③「銀行法」の検討、④金融機関の業務分野の調整をあげて<sup>(3)</sup>いることにも示されている。

しかし実際の大蔵大臣の諮問事項は、以上のように抽象的なものであったから、渋沢会長は各委員に対し、審議テーマに関する意見を文書で提出するよう求めた。<sup>(4)</sup>そしてこれに対し井上委員からは、次のような意見が提出された。

金融制度調査会において検討すべき問題としては、日本銀行に関する問題、民間金融機関に関する問題、業務分野調整の問題並びに金利調整の問題等がある。

これらのうち日本銀行に関する問題は通貨金融制度の基本をなすものであつて、事案の性質上慎重なる審議を要するものと考えられるが、日本銀行に関する問題のうち通

貨調節機能の整備は国民経済の円滑なる発展のため喫緊の問題と考えられ、本調査会としては先ず通貨調節手段としての支払準備制度につき検討することが望ましい。勿論同制度は日本銀行法の在り方と密接に関連するが、先ず同制度を具体化し、日本銀行法の全面的審議に当り、日本銀行法の一部として総合調整を検討すればよいと考えられる。

なお民間金融機関等に関する問題も事案によつては並行して審議することが適當と思われる所以、緩急に応じて審議を進めることが望ましい。

以上の本行の意見は金融制度調査会において多数の賛同を得ることになり、結局8月6日の第3回会合において、同調査会が採り上げる最初の審議テーマは「支払準備制度」と決定された。<sup>(6)</sup>

すでに述べたように、本行の金融調節手段として支払準備制度を導入することは、戦後しばしば検討の対象となったが、昭和20年代後半においては、市中銀行のオーバー・ローンが激化したこともある、この問題はあまり話題にならなくなっていた。ところが、昭和30年に入るとオーバー・ローンは急速に改善され、同年末ごろには市中銀行の本行貸出依存は、事実上解消するに至った。このような情勢のなかで本行は公開市場操作の本格的な運営によって金融調節を円滑に行おうと考え、政府短期証券の市中公募制度の実施により公開市場操作の対象となる政府短期証券市場の育成・整備を図ろうとしたが、低金利政策への政府の固執によりこの試みが失敗に終わったため、本行が支払準備制度の早急な実現に一段と熱意を注ぐようになったことは前述のとおりである。上記のように井上本行副総裁が金融制度調査会の最初の審議テーマとして支払準備制度の創設を主張し、これが受け入れられた背景には、こうしたオーバー・ローン解消下における本行金融調節力の強化という問題意識があった。現に大蔵事務当局が第4回金融制度調査会（9月7日）に配布した資料も、この点について次のように述べている<sup>(7)</sup>。

昨年3月末2,400億円あつた日銀貸出は、本年第1四半期には200億円台にまで低下したが、現在（8月20日）再び増加して850億円程度になつてゐる。

市中金融機関の中央銀行依存度の低下した状況の下における通貨調節手段として、公

開市場操作を効果的に活用しうるような態勢を整えると共に、支払準備制度の創設の可否についても検討する必要があろう。

### 金融制度調査会における審議状況

金融制度調査会の支払準備制度に関する審議を円滑に進めるため、昭和31年8月、同会の下部組織として支払準備制度関係調査専門委員会（非公式機関）が設けられた。この専門委員会は金融制度調査会に提出する資料・原案等を検討することを任務とし、市中銀行の調査部長クラスを主体として編成された。本行からも総務部長および調査局長がこれに参画した。

一方、9月21日の金融制度調査会（第5回）では、支払準備制度導入の可否をめぐって討論が行われたが、ここで同制度導入について明確に反対を表明したのは新庄博委員（神戸大学教授）のみであった。当時市中銀行には、わが国において支払準備制度を導入するのは時期尚早であるという意見がかなりあったようであるが、<sup>(8)</sup> 市中銀行を代表する委員も、この日の会合では明確な態度の表明をしなかった。当時、全国銀行協会連合会では、金融問題調査委員会において支払準備制度問題の検討を続けていたが、9月21日の段階では、同委員会がなお結論を得ていなかったため、市中銀行代表委員も明確な態度表明を避けたものと思われる。この委員会の結論は10月15日に公表されたが、それは一言でいえば資本蓄積の乏しいわが国の状況の下で支払準備制度を導入することは、産業界に及ぼす影響が大きく、したがって、その導入は時期尚早であるというものであった。<sup>(9)</sup><sup>(10)</sup>

10月11日に開かれた第6回金融制度調査会で、全国銀行協会連合会会长佐藤喜一郎委員と大阪銀行協会会长寺尾威夫委員は、支払準備制度の導入に反対を表明したが、これは以上のような金融問題調査委員会の検討結果を踏まえたものといえよう。この会合では上記両委員のほか数名の委員が支払準備制度の導入に反対したが、金融制度調査会の大勢は同制度の導入に積極的であった。またその後市中銀行側の態度も変化し、導入そのものにあくまで反対するということではなくなくなった。そこで同調査会は11月20日の第9回会合において、以後の作業を支払準備制度の具体的な内容に関する検討に移すことを決定し、さらにこの作業のための

小委員会を発足させることにした。小委員会のメンバーは渋沢会長により、9名  
(11)  
 が指名された。

金融制度調査会ではこの段階で、すでに①支払準備制度を「専ら通貨の調節を図る制度」と考えること、②同制度の根拠は法律によること、について意見の一  
(12)  
 致をみていたが、小委員会はさらに同制度の具体的な細目について検討を進めることになったわけである。

もっともこの間、支払準備制度運用の主体をどうするかという点が大きな問題となっていた。当初、金融制度調査会の大勢は支払準備制度が金融調節手段として創設されるものである以上、本行政策委員会が準備率決定の権限を持つべきものとしていたが、大蔵省は支払準備制度の具体的な内容を討議する段階に入ると、同制度が強制を伴う行政的色彩の強い政策手段であるということから、その運用を無条件に本行政策委員会に任せることは困難で、国として責任をとりうるような態勢が必要であると主張した。これに伴ってこの問題は大きな議論に発展し、一時土屋清委員や稲葉秀三委員から政府に制止権ないし留保権を認めてはどうかという妥協案も出されたが、論議はなかなかまとまらず、むしろ政策委員会の性格・在り方をめぐる論議へ拡散するという状況であった。  
(13)

しかし、政府は年明け後の国会に支払準備制度に関する法案を提出したい意向であったから、それを実現するためには、政策委員会の在り方にまで論議を発展させることは時間的に無理であった。そこでそうした日本銀行制度の基本にかかる問題は、後日、「日本銀行法」改正の審議の際に改めて検討することにしたもの、支払準備制度を法制化する以上、準備率の決定・変更の権限をどうするかは、どうしても結論を出さなければならない問題であった。

その後昭和32年に入って、最初の金融制度調査会において大蔵省は法制局も支払準備制度の運営は行政に属するから少なくとも政府の認可権が必要であるという見解である旨を披露したが、認可権の付与に反対する委員からは、法制論として認可制が必要というのであれば、この際根本にさかのぼって契約に基づく支払準備制度の創設を考えるべきであるという強い意見も出された。もちろん本行も政府に認可権を付与する案には本来反対であり、行内には大蔵省がどうしても認  
(14)

可権に固執するのであれば支払準備制度の創設が見送られてもやむをえないとする意見もあったが、当時本行の大勢は支払準備制度の導入を強く望んでいたから、政府の認可権にあくまで反対することによって、支払準備制度の導入そのものが流産しては困るという態度で、最終的には政府の見解と妥協するのもやむをえないということになった。

一方この権限をめぐる金融制度調査会の論議は、大蔵省が認可権の必要を強く主張したためなかなか決着がつかなかった。しかし同調査会の考え方は大蔵大臣になんらかの権限を認めるとしても認可権では強すぎるということであったから、結局答申では後述のように大蔵大臣の権限をできるだけ弱いものにするような表現となった。その他準備預金制度の細目に関する大蔵省の原案について、小委員会では①準備率の最高限度を10%としているが、これは低すぎるのではないか、②準備不足の場合には、その不足額に対し公定歩合の日歩1銭高を徴求するとなっていたのに対し、このレートは低すぎるのでないかといった意見が出されたが、いずれもそれほど強い意見でもなく、結局大蔵省の原案が了承された。<sup>(15)</sup> なお前述の調査専門委員会における検討の段階で一部市中銀行から、①支払準備として日本銀行預け金のほかに手元銀行券を算入すべきである、②日本銀行預け金に利子を付すべきであるという意見が出されたが、結局これらの提案は実現しなかった。とくに日本銀行預け金を有利子にする提案について、大蔵省は将来支払準備制度が公債消化策として利用されないためにも無利子とすべきだと主張した。<sup>(16)</sup>

以上のような経過を経て、支払準備制度に関する金融制度調査会の討議は終了したが、最後に、この支払準備制度の名称が問題となり、この制度はあくまでも金融調節のための手段であり、預金者保護のために預金に対する支払準備を充実させるという趣旨ではないということから、渋沢会長の強い意見に基づきこの制度を「準備預金制度」と呼ぶことになった。こうして金融制度調査会は昭和32年2月21日、大蔵大臣に対し「準備預金制度に関する答申」を提出した。<sup>(17)</sup>

この答申のうち、準備預金制度の内容はその後、後述の「準備預金制度に関する法律」の中に盛り込まれたので、ここでは重複を避ける意味から、その内容の

紹介を省略するが、ただ前述の準備率決定の権限について、この答申が述べているところのみを以下引用しておこう。

9. 準備預金制度の運用は、公定歩合政策、公開市場操作とともに、日本銀行において行うことが適當である。
10. 前項の趣旨を法制化するに当って、現行法制との調和をはかるため、やむを得ないならば暫定的に大蔵大臣に消極的性格を有する権限を保有せしめることが考えられる。この場合においても本制度の立法化および運用に当っては、大蔵大臣は中央銀行としての日本銀行の意向を充分に尊重するとともに、日本銀行としても大蔵大臣との間に緊密な連繋を保ち、前項の趣旨にそういうことが望ましい。  
なお、政府と日本銀行との基本的関係は、将来日本銀行法改正の審議の際、白紙の立場において検討さるべきものである。

以上の答申にもあるように、政府と日本銀行の関係は、その後、金融制度調査会における日本銀行制度論議の中で再びとり上げられたが、この点については後に「日本銀行法の改正論議」の中で詳しく述べることにする。

### 支払準備制度導入をめぐる可否論

以上のように、金融制度調査会においては、支払準備制度の導入について積極的に支援する意見が大勢を占めていたが、導入反対の意見がなかったわけではない。そこで以下、支払準備制度導入の可否論を中心に、同制度をめぐる当時の代表的な論調をみることにしよう。

まず支払準備制度導入支持論としては、吉野俊彦（本行調査局次長）「支払準備制度採用論<sup>(18)</sup>」がある。この論文は、金融政策について、基本的に割引政策、公開市場操作、支払準備制度の3政策手段が「相互補完的に三位一体のものとして運営される」ことが必要であるとしている。なぜならば上述の各政策手段はそれぞれにその有効性について限界を持っており、一つの政策手段をもって、いかなる事態にも対処するのは不可能であるからである。例えば割引政策についていえば、この政策手段は「市中から手形の割引を請求された時に初めて意味をもつ」という点で受動的な性格があり、ここにこの政策手段の限界がある。また公開市

場操作については、一般に割引政策の受動性に対し、この政策手段は能動的なものとされているが、わが国の場合は公開市場が未整備のため、この手段を十分活用することができない。以上のような状況を考えるならば、支払準備制度の導入によって、前述のように3政策手段が「有機的に一体となって」活用される態勢を整備することが必要であるというのが、この論文の主張であった。さらにこの論文は「支払準備率の引上げをやっても、これに伴って中央銀行の貸出が増加するならば」その効果が相殺されるだろうという考え方に対する反論として、支払準備率の引上げによって市中銀行が一時的に中央銀行貸出に依存するような事態が生じたとしても、市中銀行はその返済を行うために、顧客に対する信用供与について消極的態度をとるだろう、つまり中央銀行貸出が増大したとしても通貨のアベイラビリティーは小さくなるのであるから、支払準備率の引上げは十分に意味のある引締め手段であるとした。

これに対し支払準備制度導入に否定的な議論としては新庄博「支払準備制度採用消極論」<sup>(19)</sup>があった。この論文は支払準備制度がアメリカにおいて時代とともにそのねらいを変えてきた事情を考察しつつ、第2次世界大戦後のアメリカにおいては、支払準備制度は「不可欠な金融調整手段」であったとした。その理由としてこの論文は、①市中銀行の中央銀行依存が原則としてなくなったこと、②銀行券が実質的に全額金準備によって発行されていること、③小切手利用が普及しているため、銀行の支払準備増による預金創造の倍率が大きいこと、④「消費金融」の比重が高いため、銀行貸出の増大が直接消費購買力と結びつくといった事情をあげている。そして以上のようなアメリカと著しく事情の異なるわが国において、支払準備制度を導入することはむしろ弊害が多いとして次のように述べている。<sup>(20)</sup>

第二次大戦以後、とくに激しいインフレ期の後をうけて資金蓄積が遅れ、企業の需要する所要額に対して資金が常に不足し、そのために慢性的なオーバー・ローンの状態を続けてきたわが国において、しかも今後なお長期的計画にもとづいて経済の拡大が目論まれつつある際に、いたずらに貨幣資本の一部を封殺するに等しい結果をもたらす支払準備制度の採用が果して国民経済的に有意義と考えられるであろうか。……も

しかかる制度を採用するとせば、蓄積の乏しいわが国の資金をさらにより多く凍結し、資金需給関係をそれだけ圧迫し、とくに中小企業金融を直接窮屈せしめ、金利水準を全般的に引き上げる結果となることはいっそう明白であろう。

以上からもある程度分かるように、支払準備制度導入の可否を論ずるに当たって、以上の両論の論拠はややその角度が異なっている。すなわち吉野論文においてはわが国の金融調節の実態を踏まえながら、この際金融政策手段を整備し、金融情勢のあらゆる事態に備えようという気持ちが込められているように思われる。これに対し新庄論文はわが国の金融構造の特殊性、とくに資本蓄積の乏しい状況からみて支払準備制度導入の必要はなく、またその導入はかえって弊害を生むおそれがあると警告したものであった。<sup>(21)</sup>確かに「資本蓄積の不足」とか「過少流動性」<sup>(22)</sup>といわれた当時の金融構造を前提として考えれば、果たして支払準備制度の導入が必要なのかという疑問の生ずる余地はあったであろう。しかし、支払準備制度は、こうした金融構造とは別に、短期的な金融調節手段として導入が図られたものであり、しかもその必要が生じたからといって、すぐに実現しうるものではないから、政策当局の立場からすれば、必要な場合はいつでもそれを発動しうるような態勢を作つておきたいと考えるのはこれまた当然のことであった。とくに前述のように、昭和30年後半から31年前半にかけてオーバー・ローンが事実上解消し、しかもそうした状況の中で、当時政府短期証券の市中公募にも、また本行の売りオペレーションにも制約が多く、円滑な金融調節が困難な状況にあったことを考えれば、本行の金融調節力確保の見地から支払準備制度導入の必要が痛切に感じられたことは明らかであった。他方、新庄論文が支払準備制度導入に否定的であった主たる論拠は、前述のように、わが国における資本蓄積の乏しさにあったが、このことは見方によっては支払準備制度導入時期尚早論と考えることもできるし、また同論文が支払準備制度の弊害としていることは、同制度運用上の配慮によってある程度避けうる問題点であったと考えられる。このようにみると、新庄論文も、金融政策手段の整備という観点から、とりあえず、支払準備制度を活用しうるような態勢だけでも作つておくということまで積極的に反対する論拠を示していたわけではなかった。

最後に、前述の「準備預金制度に関する答申」についての新聞論調をみてみよう。『日本経済新聞』は、この答申が出される直前の昭和32年2月17日の社説で、また『朝日新聞』は答申後の同月25日の社説で、この問題をとりあげたが、その内容に大きな差はなかった。まず支払準備制度を導入することについて、両紙ともこれに賛成した。すなわち『日本経済新聞』は「支払準備制度は、公定歩合政策、公開市場政策と三位一体をなすべき金融調節手段であり、その創設は、たどり当面は制度として作っておくだけのことに終るにしても、金融政策正常化への一前進といえる」としているし、また『朝日新聞』も「外国でも米国や西独のように、公定歩合政策および公開市場操作と並んで、支払準備制度が設けられており、この三つの総合的運用によって金融政策が効果を上げていることは、他山の石としてわれわれの大いに学ばなければならないところである」とした。また金融制度調査会の審議において、支払準備率変更の権限をめぐって意見が対立した点については、両紙とも「日本銀行法」改正に関する審議の際、改めて根本から政府と日本銀行の関係を検討して欲しいと要望した。さらに今後の課題として、支払準備制度の創設によって事足りりとせず、公定歩合政策や公開市場操作の正常化についても引き続き努力を怠ってはならないとした点も、共通した論旨であった。なお『毎日新聞』は同月16日に解説付きで答申内容を報じただけであったが、上記2紙同様支払準備制度の創設を勧告した金融制度調査会の答申を支持していたとみることができる。

(1) 昭和31年6月20日(設立時)任命の金融制度調査会委員は次のとおり(金融制度研究会編『金融制度調査会答申集』(『金融制度調査会資料』別巻)、金融財政事情研究会、昭和45年、280ページ、284ページ)。

1. 委員 20名

佐藤喜一郎	全国銀行協会連合会会長
寺尾 威夫	大阪銀行協会会長
川北 穎一	日本興業銀行頭取
亀山 甚	全国地方銀行協会会長
上山 英三	全国相互銀行協会会長
林田 正貴	信託協会会長
小池厚之助	日本証券業協会連合会会長

井上 敏夫 日本銀行副総裁  
山際 正道 〔日本輸出入銀行総裁〕  
藤山愛一郎 日本商工会議所会頭  
杉 道助 大阪商工会議所会頭  
楠見 義男 全国農業会議所事務局長  
佐々部晚穂 名古屋商工会議所副会頭  
藤原楠之助 大阪府中小企業等協同組合中央会会長  
石坂 泰三 経済団体連合会会长  
渋沢 敬三 〔元大蔵大臣・元日本銀行総裁〕  
円城寺次郎 〔日本経済新聞主幹〕  
土屋 清 〔朝日新聞論説委員〕  
稻葉 秀三 〔国民経済研究協会理事長〕  
中山伊知郎 〔一橋大学教授〕

2. 臨時委員 5名

志津 義雄 全国信用金庫協会会長  
湯河 元威 農林中央金庫理事長  
村瀬 直養 商工組合中央金庫理事長  
新庄 博 神戸大学教授  
塩野谷九十九 名古屋大学教授

- (2) 石川通「金融の中立性・自主性について——日本銀行法の改正をめぐって——」(自由民主党『政策月報』第41号、昭和34年6月) 17~19ページ。
- (3) 前掲「わが国における支払準備制度採用問題の提起」24ページ。
- (4) 同上、21~22ページ。
- (5) 日本銀行保有資料。
- (6) 同上資料。なおその後、支払準備制度に関する審議と並行して預金者保護制度についての審議が行われることになり、昭和32年1月23日、「預金者保護等のための制度に関する答申」が決定された。この答申に基づき、関連3法案が国会に提出されたが、「預金等に係る不当契約の取締に関する法律」(昭和32年5月27日法律第136号)が成立しただけで、「預金保障基金法案」と「金融機関の経営保全等のための特別措置に関する法律案」は廃案となった(銀行局金融年報編集委員会編『第6回銀行局金融年報』昭和32年版、金融財政事情研究会、昭和32年、58~64ページ、78~79ページ、83ページ、92~93ページおよび前掲『金融制度調査会答申集』269ページ)。
- (7) 日本銀行保有資料。
- (8) 降旗英弥(住友銀行常務)は昭和31年5月21日付『日本経済新聞』への寄稿「金融制度調査会に望む」の中で次のように述べている。

金利低下によって銀行経理に負担がかかっており、しかも銀行資産が非常に流動性を欠いている現在ただちにこの制度を導入することは時期尚早の感が深い。

- (9) 銀行協会20年史編纂室『銀行協会20年史』全国銀行協会連合会・東京銀行協会、昭和40年、247ページを参照。
- (10) 日本銀行保有資料。
- (11) 小委員会メンバーは次のとおり（同上資料）。
- 渋沢敬三 井上敏夫 佐藤喜一郎 亀山甚 山際正道 土屋清 稲葉秀三 新庄博  
塩野谷九十九
- (12) 同上資料。
- (13) 同上資料。
- (14) 同上資料。
- (15) 日本銀行保有資料。
- (16) 同上資料。
- (17) 前掲『金融制度調査会答申集』188～189ページを参照。
- (18) 前掲『準備預金制度』所収、135～155ページ。
- (19) 同上所収、157～196ページ。
- (20) 同上、190ページ。
- (21) 「資本蓄積」の必要性は昭和20年代の後半、今後の日本経済の課題として各方面から盛んに唱えられるようになった。例えば昭和27年6月の第6回全国銀行大会における一万田本行総裁あいさつ（全国銀行協会連合会『金融』第65号、昭和27年8月、16ページ）や経済審議庁『昭和29年度経済白書』至誠堂、昭和29年、38～41ページを参照。
- (22) 館竜一郎・小宮隆太郎「日本における過少流動性と金融政策」（貝塚啓明編『金融政策』日本経済新聞社、昭和47年、所収）305～317ページを参照。

### (3) 「準備預金制度に関する法律」の制定

#### 「準備預金制度に関する法律案」の内容

前述の金融制度調査会の答申を受けて政府は昭和32年（1957年）3月26日、「準備預金制度に関する法律案」を閣議決定し、同月28日、これを第26回国会に提出した。この法案の概要は次のとおりであった。

- イ、本制度の性格……通貨調節手段であることを明示した（第1条）。
- ロ、対象金融機関……銀行（「銀行法」による銀行）のほか、長期信用銀行、外

国為替銀行、相互銀行、信用金庫、信用金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫のうち政令で定めるもの（第2条第1項）。

ハ、法定準備の内容……日本銀行に対する預け金、ただし政令で定めたものを除く（第3条、第7条）。

ニ、準備率適用対象債務……預金、ただし外貨預金その他の政令で定める預金を除き、定期積金を含む（第2条第3項）。

ホ、準備率の最高限度……10%（第4条第2項）。

ヘ、法定準備額等の計算方法……指定金融機関の月中毎日の対象預金残高にそれぞれの日における準備率を乗じた金額の合計額を、その月の日数で除して計算する。指定金融機関はこの法定準備額以上の金額を日本銀行に対する預け金として保有しなければならない。この場合の日本銀行預け金の計算方法はその月の政令で定める日から起算して1か月間の毎日の日本銀行に対する預け金残高の合計額をその1か月間の日数で除して計算する（第3条、第7条）。

ト、準備率決定の権限……準備率の設定・変更または廃止は、日本銀行（政策委員会）が行うが、これについては大蔵大臣の認可を必要とする（第4条第1項・第3項）。

チ、準備不足の場合の措置……準備不足を生じた対象金融機関は、その不足額について、準備預金額の計算の基礎となった月の日数に応じ、その月の末日における公定歩合（商業手形割引歩合）に日歩1錢を加えた歩合により計算した額を、日本銀行に納付しなければならない（第8条第1項）。

以上の内容は前述の金融制度調査会の答申とほとんど同じものであったが、ただ同答申では必ずしも明確でなかった準備率決定の権限の在り方について、上記のように、本行政策委員会の準備率決定に対し、大蔵大臣が認可権を持つこととされた。その後、この法案が成立して間もなく、本行『調査月報』は、準備預金制度に関する法令解説を行ったが、その中で、この大蔵大臣の認可権に触れ、「諸外国では最高限度の定めがない場合など1、2の例外を除き、準備率の変更は政府の認可を要しないのが普通である」と述べた。<sup>(1)</sup>これは大蔵大臣の認可権に問題のあることをえん曲に表明したものとみることができよう。

### 国会における審議状況

「準備預金制度に関する法律案」に関する国会の審議では、この法案に対する積極的反対意見はなかったが、次のような若干の質問や意見があった。

イ、昨年のように日本銀行貸出が激減しこのままでは日本銀行の「操作力」が失われるというときにこそ必要な制度であり、法案提出の時期を失しているのではないか。<sup>(2)</sup>

ロ、準備率決定に関する大蔵大臣の認可権が乱用されるおそれはないか。<sup>(3)</sup>

ハ、今後法定準備の内容に国債を加えることによって、この制度が国債消化のために悪用されることはないか。<sup>(4)</sup>

ニ、この制度が発動されると、銀行の経理面に相当の影響が出るのではないか。<sup>(5)</sup>

以上の質問のうち、第1点の準備預金制度制定のタイミングについては、既述のように、当面の必要というよりは、金融制度面の整備という点を重視するというのが政府や本行の基本的態度であった。その他の質問に対する政府の答弁にも、格別注目すべきものはなかった。

こうしてこの法案は、昭和32年5月16日、衆議院を通過し、次いで同月18日には参議院で可決、ここに「準備預金制度に関する法律」が成立した（昭和32年5月27日公布施行、法律第135号）。なお、前述のように昭和24年6月の「日本銀行法」改正により、同法第十三条ノ三第六号にはすでに政策委員会の準備率変更権限についての規定が盛り込まれていたが、この規定は「準備預金制度に関する法律」の制定に伴い、同法附則によってその表現が次のように改められた。

#### 六 準備預金制度に関する法律第四条ノ規定ニ依ル準備率ノ設定、変更又ハ廃止

### 準備預金制度の実施細目

準備預金制度の実施細目は政令にゆだねられたが、政令第135号「準備預金制度に関する法律施行令」は昭和32年6月6日に公布施行された。それによれば、まず第1に準備預金制度の適用を受ける金融機関として政令で定められたのは、長期信用銀行、外国為替銀行であった（第1条）。銀行は「準備預金制度に関する法律」によって当然適用されるので、結局、銀行（都市銀行、地方銀行、信託

銀行、在日外国銀行)、長期信用銀行、外国為替専門銀行(東京銀行)に同制度が適用されることになった。

第2に準備率が適用される預金については、外貨預金を除くことになった(第2条)。外貨預金を準備率適用除外としたのは、当時外貨預金は国内における信用創造とは直接の関係を持たず、またその相当部分が政府預金で占められていたという事情によるものであった。<sup>(6)</sup>なお、この準備率適用対象預金の範囲はその後間もなく改正された。当時金融引締め措置の一環として、輸入業者が市中銀行に預託した輸入保証金の本行再預託措置が実施されていた(昭和32年6月4日輸入申請分より)ので、本行はこの預託金を準備率適用対象預金から、本行への再預託金を日本銀行預り金からともに控除するよう主張していたが、7月10日公布施行の「準備預金制度に関する法律施行令の一部を改正する政令」(政令第190号)によりこれが実現した。

第3に法定準備額以上の金額が1か月間日本銀行に対する預け金残高として保有されているかどうかを計算する場合に、その1か月の起算日をいつにするかという点が政令委任事項であったが、政令第135号により毎月16日とされた(第4条)。つまり、ある月の預金に対する法定準備は、その月の16日から翌月の15日までの1か月間の本行預け金として積み立てなければならないということで、準備率適用対象預金の計算期間と法定準備の計算期間とが半月ずれることになった。これは所要準備額が確定してから、それを本行に預入しなければならない最終日までの間に若干の時間的余裕を置いたもので、金融制度調査会の答申が「計数整理の便宜のため預け金と預金との計算期間を実情に応じて若干期間ずらすこと<sup>(7)</sup>が適当である」と述べていることに対応したものであった。

第4に法定準備となる各行の日本銀行預け金のうち、政令第135号は内国為替交換決済のための日本銀行預け金を除外した(第5条)が、その後既述のように政令第190号により輸入保証金のうち本行に再預託された分の預り金も法定準備から除外された。

以上が政令による準備預金制度の実施細目の主要点であるが、本行も昭和32年7月13日、「準備預金制度事務手続」を制定(7月20日実施)し、ここに準備預

金制度はいつでも発動できる態勢ができ上がった。

- (1) 日本銀行調査局『調査月報』昭和32年6月号、法令解説「準備預金制度に関する法律および準備預金制度に関する法律施行令」50ページ。
- (2) 昭和32年5月15日の衆議院大蔵委員会における横錢重吉委員の発言(『第二十六回国会衆議院大蔵委員会議録』第37号)5ページ。なお同委員発言の背景となった本行貸出の状況は次のとおり。

昭和31年4月末	184億円
〃 12月〃	1399 〃
32年4月〃	2727 〃
- (3) 昭和32年5月16日の上掲委員会における横山利秋委員の発言(上掲会議録第38号)3ページ。
- (4) 同上委員会における石村英雄委員の発言(同上)11ページ。
- (5) 昭和32年5月18日の参議院大蔵委員会における大矢正委員の発言(『第二十六回国会参議院大蔵委員会会議録』第41号)2ページ。
- (6) 前掲「準備預金制度に関する法律および準備預金制度に関する法律施行令」50ページ。
- (7) 前掲『金融制度調査会答申集』188ページ。

#### (4) 準備預金制度の運営

##### 準備預金制度の発動

準備預金制度を発動できる態勢が整った昭和32年(1957年)7月は、金融引締め政策実施の最中であったが、前年における同制度創設をめぐる論議の経緯や、当時本行貸出は再び増大して巨額に達していた(7月末4839億円)こと、また金融引締め効果の浸透により同年秋には国際収支が黒字に転じるようになったことなどの諸事情から、結局準備預金制度を発動しないまま、翌33年6月、金融引締め政策は解除された。ただ本行は取引先銀行に対し、本行当座預金の増額を内々指導していた。これは一つには銀行経営の正常化に資するとともに、準備預金制度が発動された場合のショックをある程度緩和させようというねらいを持つもの<sup>(1)</sup>であった。

その後前述のように昭和34年9月に本行は予防的金融引締めを実施することに

なった際、準備預金制度の発動を決定し、同月11日から実施した。

この予防的引締め措置が公定歩合の引上げによらず、準備預金制度の発動という形で行われたのは、①このときの措置が軽度の引締めをねらったものであったこと、②季節的に金融市場が緩和する時期を控えていたことなどを考慮したもの<sup>(2)</sup>であった。もっとも①については、公定歩合政策と準備預金制度は主要な金融政策手段の一つとしてそれぞれ異なる性格・機能を有し、互いに補完し合う関係にあるので、金融引締め政策の手段としてどちらが強いかという点は、一般論としては言い難く、要はそれぞれの政策の具体的な運営態度・内容にあると思われるが、このときの準備預金制度発動に関する本行の意図は、準備率が極めて低率に定められたというところに表われているとみることができよう。

この準備預金制度発動が発表されたのは9月4日であったが、当時の新聞は「景気の動きに対する“注意信号”としての意義が大きい」、あるいは「いわゆる景気行過ぎの予防措置として日銀がはっきり決意のほどを示したことの意義は大きい」といった表現でこれを評価した。<sup>(3)</sup>前述のような準備預金制度発動の意図は、そのままなお受けとめられていたわけである。さらに同年12月に公定歩合の引上げが行われ、こうした一連の予防的金融引締め政策はその後の安定的な成長をもたらす重要な要因となったことは既述のとおりである。

翌昭和35年8月に公定歩合が引き下げられたが、準備預金制度の準備率はそのまま据え置かれた。これは基本的にわが国の準備率が極めて低率であったことによるものであった。その後昭和36年10月に再び準備率の引上げが行われたのをはじめ、以後、金融調節の手段としてしばしば準備率が変更されるようになった。また準備預金制度適用対象金融機関の拡大や準備預金制度の改正も行われたが、これらの点については後述する。

### 準備預金制度の効果

準備預金制度の導入に当たって、時期尚早論があったことはすでに述べたが、昭和34年9月にこの制度が発動されたことによって実際にどのような影響・効果が生じたであろうか。

準備預金制度の発動によって、昭和34年9月の本行貸出は、財政資金99億円の散布超過（銀行券は60億円の発行超）の中で、月中35億円の増加となったが、これは同時に金融の逼迫を示すものでもあった。まずその影響はコール市場に明確に現われた。すなわちコールの大口出し手であった地方銀行は本行預け金積立てのため、コール放出を手控えるとともに、その放出も長期縛りものを少なくして、無条件ものの比重を高める傾向がみられるようになり、他方都市銀行のコール取入れ需要は強まったので、必然的にコール市場は繁忙を呈するようになっ<sup>(5)</sup>た。また昭和33年6月から低下傾向をたどっていた銀行貸出金利も、都市銀行や地方銀行については昭和34年10月から反騰した。当時は、銀行貸出金利のすう勢的な動きが反転するのは、公定歩合の変更を契機とするのが通例であった。したがってこのように、公定歩合の引上げ前に銀行貸出金利が反騰するのは珍しく、ここに準備預金制度発動の影響が働いていたとみることができる。

もっとも準備預金制度の金融引締め効果にはかなりの限界があったことも否定できない。確かに準備率の引上げが行われれば銀行部門から流動性が吸収され、それが無利息の本行預金となるから、一般論としては、いわゆる流動性効果やコスト効果を通じて、市中銀行の信用創造活動が抑制されるはずである。しかし当時オーバー・ローンにより市中銀行の資金「ポジション意識」が希薄であった状況の下では、準備率引上げによる資金ポジションの悪化もなかなか貸出抑制の動機とはならなかった。<sup>(6)</sup>他方準備率の引上げはいっそうオーバー・ローンを激化させるという側面があったから、その面でも準備預金制度の活用に制約があったと思われる。

準備預金制度には以上のような限界があったとはいえ、その発動、準備率引上げによって金融引締めに関するアナウンスメント効果やコスト効果がある程度働くことは明らかである。また流動性効果についても地方銀行については、恒常的に本行からの借入れに依存している都市銀行の場合とは異なり、かなりその効果を期待できた。さらに都市銀行の場合でも本行貸出の増大は、本行の窓口指導強化などともあいまって、都市銀行の貸出行動をある程度抑制的なものにしたという面があった。以上のような効果があったからこそ、昭和34年9月の準備預金制

度の発動は当季季節的な金融緩和期に入っていたにもかかわらず、前述のように金融情勢をしだいに逼迫化させていったといえよう。

さらに準備預金制度の発動は、以上のような金融の引締め、あるいは緩和に関する直接的効果とはやや異なる次元で、副次的効果をもたらしたという一面も見逃すことはできない。それは市中銀行の資金ポジション調整にある程度弾力性を付与したという効果であった。すなわち市中銀行の支払準備にほとんど余裕がない状況の下では、日々の金融市場で生じる資金の過不足がそのまま本行貸出の増減となって跳ね返ることになるが、準備預金制度が発動されておれば、前述のように所要準備額は16日から翌月15日までの1か月間に積めばよいから、市中銀行としてはその日その日の資金繰りについて、準備預金（本行への預け金）をそのクッションとして利用することができるようになった。このことは一方では市中銀行の資金繰り調整に若干とはいえ、自主性を与える効果を持つとともに、他方本行はこの点を利用して金融引締め期には日々の対市中貸出につき、従来より厳しい態度をとることが可能になり、金融引締め効果をより円滑に浸透させることができるようにになったことを意味するものであった。現にその後の金融引締め期には準備預金の積み方が後にずれる傾向がはっきりとうかがわれる。

以上のように準備預金制度の導入は、本行の金融政策運営にとって、金融調節を円滑ならしめるうえで重要な役割を果たした。ただ、準備率操作は公定歩合政策、公開市場操作とともに基本的な金融政策手段の一つとして、それぞれ互いに性質・機能を異にしており、これらの3手段が統合的に運営されることによって、金融政策はその目的を円滑に達成することができるが、後述のように昭和30年代後半以降における準備預金制度の運営状況をみると、時によっては、公定歩合政策が発動されるべきときに準備率操作で代替され、公定歩合政策の弾力的な運営がかえって弱められたように見受けられる面も全くないわけではなかったことも指摘されよう。

- (1) 日本銀行保有資料。
- (2) 日本銀行保有資料。
- (3) 昭和34年9月4日付『朝日新聞』。

#### 第4章 金融政策の復活

- (4) 昭和34年9月4日付『日本経済新聞』。
- (5) 前掲『調査月報』昭和34年10月号、9ページ。
- (6) 鈴木淑夫『現代日本金融論』東洋経済新報社、昭和49年、222～223ページ。